

# 福祉の資格ガイド ⑨ 〈言語聴覚士〉

福祉の職場で働く人々の資格についてご紹介いたします。

## ■言語聴覚士とは・・・

言語聴覚士は、Speech (スピーチ) Therapist (セラピスト) (略称 **ST**) と呼ばれ、「言語聴覚士法」に基づく国家資格です。同法において、言語聴覚士とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」と位置づけられています。

## ●言語聴覚士の仕事

言語聴覚士は、病院や障害者福祉センター、小児療育センター、保健所、社会福祉施設、教育機関等で働いています。

病気や交通事故、発達上の問題などでことばによるコミュニケーションの各機能(言語、聴覚、発声・発音、認知など)が損なわれることがあり、何らかのことばによるコミュニケーションに問題がある方に、医師又は歯科医師の指示のもと、専門的なサービスを提供し、自分らしい生活を構築で

きるよう支援する専門職です。また、摂食・嚥下(えんげ)の問題にも専門的に対応しています。

## ★言語聴覚士の資格取得方法

下記の【1】から【3】までのいずれかの要件を満たし、言語聴覚士国家試験に合格し、言語聴覚士として登録することにより、言語聴覚士と名乗ることができます。

- 【1】 言語聴覚士養成校(4年制大学、3年制短期大学、専門学校)卒業者
- 【2】 4年制大学を卒業後、2年制の専修学校の卒業者
- 【3】 外国の言語聴覚士に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は、外国で言語聴覚士の免許に相当する免許を得た者で、厚生労働大臣が認めたもの

◎言語聴覚士国家試験は、年1回実施されており、厚生労働大臣の指定を受けた「公益財団法人 医療研修推進財団」が試験の実施及び登録の事務を行っています。

公益財団法人 医療研修推進財団



# 社協サービスのご案内

## 福祉用具貸与事業

介護保険のサービスの中で、高齢者の方、障害者の方等の日常生活の中で動作を助け、介護者の負担を軽くしてくれる福祉用具のレンタルサービスを提供いたします。

車椅子や電動ベッド、歩行器など、レンタルの福祉用具は13種類あり、毎月のレンタル料の1割自己負担でご利用いただけます。  
ご利用については、ケアマネジャー、サービス事業所へお気軽にご相談ください。



事業所名	所在地	市外局番 (0229)	営業日時等
古川福祉用具貸与事業所	大崎市古川大宮七丁目2番3号	21-3108	月~金 8:30~17:15
鹿島台福祉用具貸与事業所	大崎市鹿島台平渡字上敷19番7号	56-9413	

## 特定福祉用具販売事業

入浴や排泄などに使用していただく、特定介護用品5種類の販売を行っております。

ご利用については、ケアマネジャー、サービス事業所へお気軽にご相談ください。



事業所名	所在地	市外局番 (0229)	営業日時等
鹿島台特定福祉用具販売事業所	大崎市鹿島台平渡字上敷19番7号	56-9413	月~金 8:30~17:15



## みんなのフクシ Q&A

日常生活で見聞きする、みなさんからの福祉に関する質問にアンサー!

### Q 民生委員さんって、どのような方たちですか?

#### A-① 本分、身分については――

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々です。民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。

【大崎市定員数：322名／平成25年4月1日現在】

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年で再任も可能であり、給与は支給されません。児童福祉法による児童委員を兼務することになっています。

#### A-② 職務内容については――

- 民生委員法では次のように規定されています。
- 【1】 住民の生活状態を適切に把握すること。
  - 【2】 援助を必要とするものが地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと。
  - 【3】 援助を必要とするものが福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと。
  - 【4】 社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 【5】 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

当社会福祉協議会では、民生委員の方々のご支援、ご協力をいただきながら地域福祉事業活動を展開しております。